第３次能代市総合計画デザイン編集等支援業務委託仕様書

１　事業目的

本業務は、本市が目指す将来都市像や施策の方向性をまとめた「第３次能代市総合計画」の策定にあたり、その理念や内容を幅広い層にわかりやく・効果的に伝えることを目的とする。

２　業務の名称

第３次能代市総合計画デザイン編集等支援業務委託

３　委託期間

契約締結日から令和 10 年３月 31 日まで

４　業務の内容

デザイン編集及び印刷製本について、次のとおり委託する。

（１）デザイン編集

（ア）本編

①市が提供する第３次能代市総合計画(案)に基づき、表紙デザインやページのレイアウト、イラストの作成、写真の加工、図表・グラフ等の作成を行う。

② 令和９年７月下旬に予定している第３次能代市総合計画一次素案の公表時期に合わせ、本編（資料編を除く）の大部分について、当該時点までにデザイン及びレイアウトを完了させること。なお、当該時点の成果は一次素案時点の版であり、修正が生じることを前提とする。

③構成は、計画の基本事項、基本構想、基本計画、資料編とする。ただし、必要に応じて項目を追加等できるものとする。

④写真データは、市が提供する。

（イ）概要版

①本編を踏まえ、表紙デザインやページのレイアウト、イラストの作成、写真の加工、図表・グラフ等の作成を行う。

②内容は市と受注者が協議して決定する。

（２）印刷製本

	本編	概要版
数量	1,000 部	24,000 部
ページ数	100 ページ程度	12 ページ
サイズ	A４判（縦）	A４判（縦）
色数	フルカラー	フルカラー
製本	無線綴じ	中綴じ

（３）成果物

冊子及び電子データ一式を能代市企画部総合政策課に納品すること。なお、電子データはPDF 形式及び編集可能なファイル形式とし、CD-R 等の電子媒体その他市が指定する方法により納品すること。

5 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了に当たり、次の書類を提出するものとする。

（１）業務着手届

（２）業務計画書

（３）業務責任者届

（４）業務完了届

（５）その他、市が指示するもの

6 業務の実施体制

（１）受注者は、業務実施責任者及び実務担当者をもって業務を行うとともに、高度な技術及び知識を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（２）業務実施責任者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

（３）受注者は、業務の円滑な推進を図るため、業務を推進する上で必要な経験と能力を有する十分な数の技術者を配置しなければならない。

7 その他

（１）受注者は、業務を実施するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために利用することはできないものとする。また、委託業務終了後も同様とする。

（２）成果品及び作業工程において作成された資料等に関する一切の権利は、すべて市に帰属するものとする。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、市の承諾を必要とする。

（３）受注者は、業務の進捗管理及び内容確認のため、市との打合せを適宜実施するものとする。

（４）受注者は、打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、経過を明確にした上で市に提出することとする。

（５）再委託について

ア　受注者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ　アにかかわらず、本業務に伴う印刷製本業務については、あらかじめ市と協議し、書面による承諾を得た場合に限り、第三者に再委託することができる。

ウ　イにより再委託を行う場合、受注者は再委託先における業務実施状況を適切に管理・監督し、本契約に基づくすべての責任を負うものとする。

（６）本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、市と受注者とが協議のうえ、決定するものとする。

（７）受注者は、本業務において使用するイラスト、写真、フォント等について、第三者の著作権そ

の他の権利を侵害していないことを保証するものとする。また、これらの素材については、成果品の増刷、改訂その他市による二次利用に支障が生じないよう、必要な使用許諾を得ておくものとする。万一、第三者との間で権利侵害等の紛争が生じた場合は、受注者の責任と費用においてこれを解決するものとする。

（８）校正について

ア　受注者は、市の指示に基づき、本編及び概要版について必要な校正及び修正を行うものとする。

イ　本業務は、（ⅰ）一次素案公表に向けた段階、（ⅱ）市民意見等を踏まえた修正反映の段階、（ⅲ）計画確定後の最終段階において、それぞれ実施するものとする。

ウ　各段階の校正回数はそれぞれ２回から３回を標準とし、これを超える場合は市と受注者が協議のうえ対応するものとする。なお、軽微な文言等の修正は校正の範囲内とし、構成又はレイアウトの大幅な変更を伴う場合は、別途市と受注者が協議するものとする。

（９）受注者は、本業務の実施に当たり、関係法令を遵守するものとする。